



宮 崎 県 公 報

平成29年2月20日(月曜日) 第 2871 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

規 則	頁	公 告
○公有財産取扱規則の一部を改正する規則…………… (総務課) 1		○大規模小売店舗の新設に関する届出…………… (商工政策課) 2 ○県営土地改良事業の工事の完了…………… (農村整備課) 2

規 則

公有財産取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成29年2月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第6号

公有財産取扱規則の一部を改正する規則

公有財産取扱規則(昭和39年宮崎県規則第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(用語の定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) [略] (4) 部局 宮崎県部設置条例(平成16年宮崎県条例第4号)第1条に規定する部及び会計管理局をいう。 (5) 課 次に掲げる組織をいう。 ア 宮崎県行政組織規則(平成10年宮崎県規則第15号。以下この号及び次号において「組織規則」という。)第5条に規定する局(高速道対策局に限る。)及び課 イ [略] (6)～(11) [略] (公有財産調整委員会) 第2条の4 [略] 2 調整委員会は、次に掲げる事項について調査検討し、又は調整を図るものとする。 (1)・(2) [略] (3) <u>公有財産の適正な配置に関すること。</u> (4) [略] 3 <u>調整委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、その会議は、委員長が招集する。</u>	(用語の定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) [略] (4) 部局 宮崎県部設置条例(平成16年宮崎県条例第4号)第1条に規定する部及び宮崎県行政組織規則(平成10年宮崎県規則第15号。以下「組織規則」という。)第6条第1項に規定する <u>会計管理局</u> をいう。 (5) 課 次に掲げる組織をいう。 ア <u>組織規則第5条に規定する局(高速道対策局に限る。)</u> 及び課 イ [略] (6)～(11) [略] (公有財産調整委員会) 第2条の4 [略] 2 調整委員会は、次に掲げる事項について調査検討し、又は調整を図るものとする。 (1)・(2) [略] (3) <u>県が所有し、又は管理する公共施設等の総合的かつ計画的な管理のための基本的な方針の策定に関すること。</u> (4) [略] 3 <u>調整委員会に、委員長、委員長代理、副委員長及び委員を置き、それぞれ次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。</u> (1) <u>委員長 総務部に関することを担任する副知事</u> (2) <u>委員長代理 前号以外の副知事</u> (3) <u>副委員長 総務部長</u> (4) <u>委員 総務部長以外の部局長、教育長、警察本部長、議会事務局長、企業局長及び病院局長</u>

- 4 委員長は副知事を、副委員長は総務部長を、委員は部局の長（総務部長を除く。）、教育長、警察本部長及び議会事務局長の職にある者をもって充てる。
- 5 [略]
- 6 幹事会は、幹事をもって構成し、その会議は、委員長が招集する。
- 7 幹事は、部局、教育委員会事務局、警察本部及び議会事務局の職員のうちから知事が必要な手続を経て任命するものとする。
- 8・9 [略]
(公有財産の所管換え又は所属替え)
- 第25条 [略]
- 2 部局の長は、所管換え又は所属替えを受けようとするときは、従前の所管部局の長又は公有財産の管理を分掌する課の長から公有財産台帳抄本及び関係図面を所管(所属)換え財産引継書(別記様式第19号)により引継ぎを受けなければならない。

- 4 調整委員会は、委員長(委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長代理)が招集する。
- 5 [略]
- 6 幹事会は、幹事をもって構成し、その会議は、幹事長が招集する。
- 7 幹事は、部局、教育委員会事務局、警察本部、議会事務局、企業局及び病院局の職員のうちから別に定める職にある者をもって充てる。
- 8・9 [略]
(公有財産の所管換え又は所属替え)
- 第25条 [略]
- 2 部局の長は、所管換え又は所属替えを受けようとするときは、従前の所管部局の長又は公有財産の管理を分掌する課の長から公有財産台帳抄本及び関係図面を所管換え(所属替え)財産引継書(別記様式第19号)により引継ぎを受けなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成29年2月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ドラッグストアモリ日南店
日南市上平野町二丁目12番3 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森信
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森信
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成29年10月10日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,362㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物北東側 52台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物北側(駐輪場No.1) 6台
建物敷地北側(駐輪場No.2) 5台
合計 11台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物北東側 52㎡
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

建物敷地南東側 6.96㎡

- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
24時間
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2箇所 建物敷地北東側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
平成29年2月9日
- 9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 - (2) 期間
平成29年2月20日から平成29年6月20日まで
- 10 意見書の提出先及び期間
 - (1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課
 - (2) 期間
平成29年2月20日から平成29年6月20日まで
- 11 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。

平成29年2月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

地 区 名	市町村名	事 業 名	完了年月日
宮 浦	日南市	農地保全整備事業	平成28年 3 月23日

--	--